宇陀市立病院健康診断（人間ドック・がん検診）
パンフレット制作業務実施要領

１．プロポーザルの目的

本業務は、当院が実施する健康診断（人間ドック・がん検診）について、市民・近隣自治体・利用者・事業者の健康増進を推進する目的とするパンフレットを制作する。

健康診断は、現在の健康状態を把握するとともに、疾病の早期発見や生活習慣の見直しなど、将来の健康維持につながる重要な機会である。受診を検討される方に必要な情報を分かりやすく整理・提供し、健康診断の内容や受診の意義を理解していただくとともに、安心して受診につながるパンフレットを制作することを第一とする。

そのため、本パンフレットでは、健診内容や検査項目、受診に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、病院の健診体制や特長を適切に表現し、他院との差別化を図り、受診者にとって「分かりやすい」「安心できる」「受診してみたい」と感じていただける情報ツールを制作する。

２．業務の概要

1　業務名　　宇陀市立病院健康診断（人間ドック・がん検診）パンフレット制作業務

2　発注者　　宇陀市立病院 宇陀市長 金剛 一智

3　業務内容　 別紙「仕様書」のとおり

4　業務期間　 契約締結日から令和９年１月２９日まで

5　提案上限額 １，５００，０００円（消費税相当額を含む）

※見積書を提出する際は提案上限額を超えてはならない。

３．提案資格

本プロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる要件を全て満たすこととする。

1　令和８・９年度宇陀市物品役務提供業者の登録業者であること。

2　令和７年４月１日から現在までに、地方公共団体等との履行実績を有すること。（実績書に直近５件を記載）

3　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

4　国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２号第６号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。

6　破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

４．スケジュール

番号	手順	期限	備考
1	実施要領等の公表	令和８年１１月　９日～	病院ホームページ
2	参加表明書の提出期間	令和８年１２月　１日　１７：００	持参又は郵送
3	質問の受付期間	令和８年１１月１９日～１１月２５日	電子メール
4	質問の回答	令和８年１１月２７日	病院ホームページ
5	参加資格確認結果の通知	令和８年１２月　４日	電子メール
6	企画提案書の提出期限	令和８年１２月１４日　１７：００	持参又は郵送
7	プレゼンテーション審査	令和８年１２月２１日予定	詳細後日通知
8	審査結果通知	令和８年１２月２４日予定	郵送・ホームページ
9	契約締結	令和９年　１月頃予定	

５．プロポーザル実施要領等の公表

(1)　公 表 日 令和８年１１月　９日

(2)　公表資料

1　宇陀市立病院健康診断（人間ドック・がん検診）パンフレット制作業務実施要領

2　宇陀市立病院健康診断（人間ドック・がん検診）パンフレット制作業務仕様書

3　参加表明書（様式１）

4　実績書（様式２）

5　質問書　（様式３）

6　企画提案書様式（任意様式）

６．参加表明書の提出、質問の受付及び回答

1　提出書類 ①参加表明書（様式１）及び添付資料 各１部

※添付資料：会社の概要

実績書（直近５件を記載）

提出期限 令和８年１２月　１日　１７時まで

②質問書（様式３）　※口頭による質問は受け付けません。

提出期間 令和８年１１月１９日 ～１１月２５日

2　提出方法　郵送、持参または電子メール（imu@city.uda.lg.jp）

3　回答方法　参加表明書を提出した者のうち、提案資格要件を満たしている者に対して、提案資格確認結果通知書を電子メールにて通知する。質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、宇陀市立病院ホームページ内に掲載する。

７．企画提案書の提出

1　提出期限 令和８年１２月１４日　１７時まで

2　提出書類

	書類名	提出に際しての注意事項
1	提案書	・表紙を除きＡ４の１０枚（両面印刷なら５枚）以内とする。 ・文字の大きさは９ポイント以上とすること。 （表中や図中の文字は対象外とする。） ・内容：以下のことについて記載すること。 1　業務内容提案 2　実施体制 3　スケジュール
2	見積書 （様式は任意）	・見積合計金額及び内訳金額（消費税込）を記載すること。 ・見積書の宛名は「宇陀市立病院 宇陀市長 金剛 一智」と記載すること。 ※正本１部に社印・代表者印を押印すること。

3　提出部数 正本（提出書類１から２を順に綴じたもの）１部、 副本３部

4　提出方法 郵送（受け取りを証明できる郵便手段とする）または持参

８．審査

次のとおりプレゼンテーションによる審査を行う。

項目	注意事項
日時・会場	プレゼンテーション開催通知書にて指定する。 令和８年１２月２１日 午後予定
持ち時間	２０分以内
出席者	３名以内
プレゼンテーション内容	・提案内容の説明（１５分以内） ・質疑応答（概ね５分）
その他	・提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。 ・貸出物品は、机、イス、電源、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルとする。それら以外のものについては、提案者の負担において用意すること。 ・上記については、持参も可能とする。

９．評価・結果通知

表１ 採点基準及び配点表

	審査項目	審査内容	配点
１	業務内容提案	仕様書に記載される業務内容について、魅力ある提案がされているか。 制作物について、魅力あるデザインやレイアウトができているか。	５０
２	実施体制と実績書	本業務を滞りなく実施できる人員・組織体制が提案されているか。 実績書に記載される、直近の実績5件が本業務に適しているか。	２０
３	スケジュール	各工程での工程期間、作業内容などが提示されているか。	１０
４	見積書	見積額が上限額の範囲内であり、かつ費用対効果を見込めるか。	２０
		合 計	１００

評価基準により評価し、総評価得点が最上位の者を契約予定事業者として決定し、次に得点が高かった者を、次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、投票で決定する。なお、事業者が1社であっても本プロポーザルは成立する。

１０．その他

1　言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

2　費用負担　書類作成及び提出に係る費用など、本プロポーザルに必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を当院に請求することはできないものとする。

3　守秘義務

本プロポーザルにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

4　提出書類の取扱　提出された参加申込及び企画提案に係る書類については、修正、変更または追加は認めない。ただし、やむを得ない理由により修正、変更または追加が生じた場合で、当院が承諾したものについてはこの限りではない。記載内容の修正、変更または追加を行う場合は、提出された書類を一旦取り下げて再度提出するものとする。

提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。また、提出された全ての書類は返却しない。

5　追加資料の要求等　必要に応じ、内容の確認等のため、ヒアリングや追加資料等の提出を求める場合がある。

6　　情報開示　本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、宇陀市情報公開条例（平成18年宇陀市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上の地位、財産権その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの契約予定事業者選定前において決定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする。

7　著作権等の権利　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約予定事業者に選定された者が作成した企画提案書等の書類について、当院が必要と認める場合には、当院は受託先にあらかじめ協議し承諾を得た後、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

8　提案者は、公募型プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

１１．問い合わせ及び各書類提出先

宇陀市立病院 医務課

担 当 者 吉岡

郵便番号 633-0298

住　　所 奈良県宇陀市榛原萩原815番地

電　　話 0745-82-0381

Ｆ Ａ Ｘ 0745-82-0199

E-mail imu@city.uda.lg.jp